

登録簿

届 出 番 号	14	-	2	-	13	開 始 年 月 日	平成19年04月01日		変 更 年 月 日	令和7年04月01日	
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	14	部名	消費生活部		
課コード	2	課名	取引指導課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		不適正取引防止対策「関係法令研修」									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		消費者取引の複雑化、多様化、巧妙化を反映し、事業者の調査・指導にあたっては、法解釈の分析等に高度で専門的な知識が求められている。そのため、転入職員を対象に、専門家を講師に招き、短期間で効率的な知識を習得する。									
保有個人情報の対象者の範囲											
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☒ 口座情報 ☐ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☐ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考		組織改正に伴う届出(平成22年7月16日)									
*を付した項目について 具体的内容等を記載											
事務を廃止した場合		廃止年月日：						文書保存期限：			